

港区美容師法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十四年三月二十三日

港区長 武井雅昭

港区規則第十五号

港区美容師法施行細則の一部を改正する規則

港区美容師法施行細則（昭和五十年港区規則第三十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、美容師法施行条例（平成十二年東京都条例第三十九号）及び美容師法施行細則（昭和三十三年東京都規則第五十七号）」を「及び港区美容師法施行条例（平成二十四年港区条例第十七号。以下「条例」という。）」に改める。

第二条を次のように改める。

第二条 削除

本則に次の一条を加える。

（社会福祉施設等）

第五条 条例第五条の区規則で定める社会福祉施設等は、次に掲げる社会福祉施設、病院及び自動車とする。

一 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス（生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援（生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を提供するものに限る。）、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る。）を行う施設（他の号に掲げるものを除く。）

二 障害者自立支援法第五条第十二項に規定する障害者支援施設、同条第二十六項に規定する地域活動支援センター及び同条第二十七項に規定する福祉ホーム

三 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者福祉センター

四 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する乳児院、障害児入所施設、児童発達支援センター及び児童自立支援施設

五 老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第五条の三に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム並びに同法第二十九條第一項に規定する有料老人ホーム

六 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十七項に規定する介護老人保健施設

七 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第三十八条第一項に規定する救護施設及び更生施設

八 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院）
九 道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第二条第二項に規定する自動車で、
専ら前各号に掲げる社会福祉施設等の入所者その他これと同程度の状態にある者に美容の
業を提供する目的で使用するもの

付 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。